かごしまグリーン・ツーリズム協議会
農泊実施地域選定部会設置・運営要領

（名称）

第１条　この部会は，かごしまグリーン・ツーリズム協議会農泊実施地域選定部会（以下「農泊選定部会」という。）という。

（設置目的）

第２条　県における農泊による農山漁村の所得向上，地方誘客を図ることを目的に，多様な主体から成るネットワーク組織を構築し，農泊実施地域の選定を円滑に実施するための必要な事項を定める。

（農泊選定部会の役割）

第３条　農泊選定部会は，次の事項を役割とする。

１　農泊選定部会は「農泊実施地域選定要領」により提出された農泊実施地域申請書の審査を行い，農泊実施地域を選考する。

（構成及び運営）

第４条　農泊選定部会の構成は，別表のとおりとする。

１　農泊選定部会に部長１名，副部長１名を置く。

２　部長はかごしまグリーン・ツーリズム協議会会長をもって充てる。

３　副部長は鹿児島県農政部農村振興課むらづくり企画監をもって充てる。

４　部長は，部を統括し，農泊選定部会を代表する。

５　副部長は，部長を補佐し，部長に事故あるときは，その職務を代理する。

６　農泊選定部会は部長が招集する。

附則

（施行期日）

１　この要領は，令和５年６月 16 日から施行する

別表

かごしまグリーン・ツーリズム協議会　運営委員会	
鹿児島県	農政部農村振興課
	観光・文化スポーツ部 PR 観光課